

住宅用火災警報器は、すべての部屋に設置する必要があります。決められた部屋や場所へ適切に設置することで、はじめて住宅火災による死者数を減らすことができます。次の点に注意して設置してください（下記参照）。

【寝室】…すべての部屋に設置が必要です。子ども部屋や居室なども、就寝に使っている場合は対象になります。

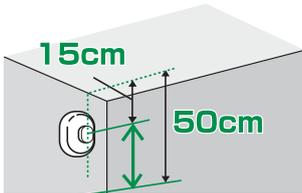
【階段】…寝室が2階以上にあれば、階段室にも設置が必要です。

【台所】…義務付けはしていませんが、できるだけ設置するように努めてください。

【その他】…寝室がない階で居室（7平方メートル以上）が5つ以上ある階には、廊下への設置が必要です。

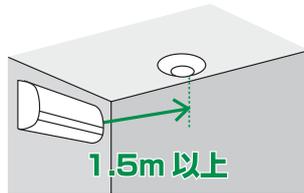


壁への取り付け

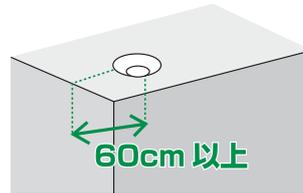


警報器の中心が天井から15～50センチ以内の位置

天井への取り付け



エアコンなどの吹き出し口がある場合、吹き出し口から1.5メートル以上離れた位置



壁やはりから60センチ以上離れた位置



住宅に火災警報器を取り付けましょう！

■住宅用火災警報器を設置する場所（2階建て、寝室が2階だけの場合の例）



※台所は義務ではありませんが、より安全のために備えましょう。



もっと知りたい！住宅用火災警報器Q&A

◆住宅用火災警報器は必ず設置しなければならないの？

戸建住宅、店舗併用住宅、共同住宅（例：アパート）などすべての住宅が対象です。ただし、次の場合は、設置を必要としません。

- ① 自動火災報知設備を設置している住宅
- ② スプリンクラー設備を設置している住宅

◆住宅用火災警報器はどこに売っているの？

ホームセンターや電気店などで手軽に購入できます。電池式のもの、家庭用電源式のものがあります。機能などにもよりますが、価格はおおむね1個5千円～1万円です。費用はかかりますが、万が一のことを考えれば、十分に効果があります。

◆どのようなものを選べばいいの？

「NS」と書かれた日本消防検定協会の認定マークが付いているものを選んでください。国の基準に適合し、日本消防検定協会の検査に合格した製品を表しています。



◆誰が取り付けられるの？

取り付け作業には、特別な資格は必要ありませんので、誰でも取り付けることができます。いくつも種類があるので、住まいに合ったものを選び、製品に付いている説明書に従って設置してください。高齢者世帯などで設置が困難な場合は、下記までご相談ください。

◆本体や電池の交換時期は？

本体の交換時期は、住宅用火災警報器本体に表示してありますので、取り付け時に交換時期を必ず確認し、表示された交換時期がきたら本体ごと交換してください。出荷時から最大10年を目安に表示されています。

電池の交換は、住宅用火災警報器が有効に機能しなくなった場合、自動的に点滅表示または音声などにより、交換時期をお知らせしますので、そのときに電池交換を行ってください。

◆設置しないと罰則があるの？

罰則はありませんが、罰則がないから設置しなくてもよいというものではありません。設置することによって、自分たちの命や財産を守れる可能性が確実に高くなります。

悪質な訪問販売に注意！

① 消防職員や市職員を装う

↓ 消防職員や市職員が、住宅用火災警報器を直接販売したり、業者に委託して販売したりすることはありません。

② 恐怖心をあおる

↓ 設置しないと罰せられると迫ります。義務付けはされましたが、罰則や罰金はありません。

③ 特別価格を強調する

↓ 「今だけ〇〇限り」という甘い言葉に惑わされず、冷静に判断してください。

④ 考える時間を与えてくれない

↓ その場での契約を迫られても、決して一人では判断せず、家族や知人などに相談してください。

◆ もしも、契約してしまったとしてもあきらめないで…

住宅用火災警報器の訪問販売はクーリングオフ（契約日を含め8日間は無条件で解約できます）の対象となります。断りきれずに契約してしまった時や、販売方法に疑問がある時は、すぐに七尾市消費生活センター（☎53-11112）へご相談ください。

現場の声



七尾鹿島広域圏事務組合消防本部 消防司令 亀井 武夫さん

悔しい思いはしたくない。自分たちのために設置を！

実際の火災現場で、高齢者が逃げようとして力尽きたと思われる生々しい遺体を見て、「もし火災警報器が設置されていれば・・・」という悔しい思いをしました。火災警報器の設置は誰のためでもなく、自分たちのためです。

火災警報器の音に近所の人々が気づくなど、設置により小さい被害ですんだ事例が七尾鹿島管内でもこれまでに3件ありました。

町会を中心として地域ぐるみで共同購入することもおすすめです。購入費用も割安となり、設置率が向上すれば地域全体の安心安全にもつながります。設置には費用はかかりますが、「寝室」だけでも十分効果がありますので、まずは設置してください。

私たちと一緒に「死亡者ゼロ」をめざしましょう。

☎ 七尾鹿島広域圏事務組合消防本部 消防課 ☎53-0119（代表）